

# 地下水汚染未然防止のための水質汚濁防止法（水濁法）改正により、 クロロカーボン等を使用及び貯蔵する特定施設に対する 構造等の基準が設定され、 その遵守と、定期点検が義務づけられます。

（平成 24 年 6 月 1 日施行）

## 1 規制の概要

1. 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設（以下、「特定施設等」という）の設置者に対し、
  - ①有害物質を含む水の地下への浸透を防止する為の構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）を遵守すること
  - ②施設について、定期に点検し、その結果を記録し、保存することが新たに義務づけられる。

（注：水濁法上の「水」は「液状のもの」と同義で用いられるため、クロロカーボンをわずかに含む汚水や廃液はもちろん、100% クロロカーボンも「有害物質を含む水」に該当する。）

2. 施行（平成 24 年 6 月 1 日）の際、既に設置されている施設については、①の適用が 3 年間（平成 27 年 5 月 31 日まで）猶予される。ただし、その間は、より充実かつ頻度の高い定期点検を実施しなければならない。
  - 「構造等」の基準の対象には、①床面及び周囲、②施設本体に付帯する配管等、③排水溝等、④地下貯蔵設備、⑤使用の方法などがある。
  - 定期点検は、目視等（目視等による方法が困難な場合は別の方法）により、①～④について、基準に応じた項目及び頻度で行い、その結果等を記録し、3 年間保存しなければならない。

### 記録する項目

- ・有害物質使用特定施設等
- ・点検の方法及び結果
- ・点検の結果に基づいて補修等の措置を講じた時の当該措置の内容
- ・点検実施年月日
- ・点検実施責任者及び点検を実施した者の氏名

なお、この点検などで施設の異常、液の漏えい等が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講じるとともに、その内容及び対応結果を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。

## 2 対象となる施設

### 1 有害物質使用特定施設

水濁法で、有害物質をその施設において製造し、使用し、または処理する特定施設と定められている。「有害物質」は、水濁法施行令第 2 条に定められている物質で、現在 26 項目ある。塩化メチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどのクロロカーボンも含まれており、これらを使用する金属洗浄施設、ドライクリーニング施設等も該当する。

（排水を下水道に放流している施設にも適用される）

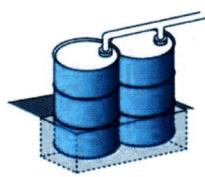
これまで排出される排水の全量を下水道に放流し、公共用水域に排出しない場合には、有害物質使用特定施設には該当していても水濁法に基づく届出の対象とされていなかったが、今回の改正により、構造等に関する基準、定期点検の実施の義務が適用される施設の対象となった。

## 2 有害物質貯蔵指定施設

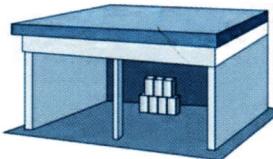
有害物質貯蔵指定施設とは、有害物質を貯蔵することを目的として有害物質を「貯蔵している施設」のことを言う。ここでいう「施設」とは、工場・事業場に一定期間設置されるもの（タンク等）を言い、常時移動させながら使用するものは該当しない。従って、ドラム缶、一斗缶は一般的には該当しないが、物理的に固定され、常時配管等が接続している場合には、対象となる可能性がある。該当するか否かは、使用実態に即して判断される。（右図参照）



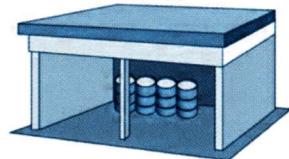
有害物質貯蔵指定施設に該当する事例(1)



有害物質貯蔵指定施設に該当する事例(2)



有害物質貯蔵指定施設に該当しない事例(1)



有害物質貯蔵指定施設に該当しない事例(2)

（環境省資料より）

## 3 構造等に関する基準の適用を受ける範囲

- \* 特定施設や貯蔵施設の本体
- \* 付帯する配管等……配管、継ぎ手類、法兰ジ類、バルブ類、ポンプ設備等
- \* 排水溝等……排水溝、排水管、排水ます、排水ポンプ等
- \* 施設の周囲の床面
- \* 防液堤

等が「施設」の範囲である。また、事業場のどの範囲の「配管等」、「排水溝等」が含まれるかについては、有害物質使用特定施設に接続しているもので、有害物質が含まれる液体、廃液等が流れる部分は全て含まれる。

## 3 施行時（平成 24 年 6 月 1 日）における既存施設の届出について

### 届け出が不要な既存施設

既存施設で、既に水濁法第 5 条 1 項の届出をしている場合には、改めて届け出る必要はない。

（公共水域に水を排出しているもので、有害物質使用特定施設の届出をしている場合）

### 届出が必要な既存施設

- ① 有害物質貯蔵指定施設
- ② 排水の全量を下水道に流している有害物質使用特定施設

この 2 種類の施設については、施行の日から 30 日以内（6 月 30 日まで） に各種事項の届出が必要となる。（②の場合、既に下水道法に基づく施設の設置届出を提出していても、今回あらためて水濁法に基づく届出が必要となる。）

## 4 構造等に関する基準及び定期点検の方法

施設の各部署が、床面及び周囲、地上配管、地下配管、排水溝、地下貯蔵施設に分類され、それぞれに構造等、点検頻度が詳細に定められ、それぞれに A 基準（新設の施設を対象）、B 基準（既設の施設を対象）、C 基準（既設について施行後 3 年間適用できる措置）の 3 つが設けられている。既設の施設と各基準との関係は以下の通り。

	施行後 3 年間（平成 27 年 5 月 31 日）まで	施行後 3 年以降（平成 27 年 6 月 1 日以降）
新設の施設		A 基準のみ適用
既設の施設	C 基準（基準が適合していれば A、B 基準も可）	B 基準（基準が適合していれば A 基準も可）

## 1. 床面及び周囲の構造基準と点検の方法

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法				
新設基準 A 基準	<p><b>1. 床面及び周囲の構造</b></p> <p>1) 有害物質使用特定施設本体が設置される床面及び周囲は、次の①から④のいずれにも適合すること、又は⑤に適合することにより、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造とすること。</p> <p>①床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料とすること。</p> <p>②床面は、有害物質を含む水の種類または性状に応じ、必要な場合は、耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>③周囲は、有害物質を含む水の流出を防止できることのできる防液堤、側溝（流出防止溝）、ためます（受槽）若しくはステンレス鋼の受け皿（以下、「防液堤等」という。）、又はこれらと同等以上の機能を有するものを設置すること。</p> <p>④③の防液堤等は、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できる容量を確保すること。</p> <p>⑤①～④と同等以上の効果を有する措置が講じられていること</p> <p>ただし、</p> <p>①有害物質使用特定施設等の設置場所の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを床の下から目視で容易に確認できるものである場合には上記①から⑤は適用しない。</p> <p>②付帯する配管等であって、床面から離して設置されている場合、その設置場所の床面及び周囲（有害物質使用特定施設等の設置場所の周囲を除く。）には上記①から⑤は適用しない。</p>	<p>1 床面及び周囲の構造に係わる点検</p> <p>①から④に係わる点検 床面のひび割れ等、被覆の損傷の有無、防液堤等のひび割れ等の異常の有無 <b>1年に1回以上</b></p> <p>⑤に係わる点検は、措置に応じた定期点検の項目を、 <b>点検項目に応じた頻度</b>で行う。</p> <p>ただし書きの①の場合 床下への有害物質を含む水の漏えいの有無 <b>1月に1回以上</b></p>				
既設基準 A 基準	<p><b>1. 既設 床面及び周囲の構造</b></p> <p>次の①、②、③のいずれかによること。</p> <p>① 「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合すること。</p>	<p>①に係わる点検は「1 床面及び周囲の構造に係わる点検」による。</p>				
B 基準	<p>②次の表のイに掲げる要件のいずれかに該当する場合には、口に掲げる基準の(1)及び(2)または(1)及び(3)のいずれかの要件に適合すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td><td>           (1)有害物質使用特定施設等に係わる施設本体が床面（または床面及び壁面）に接して設置され、施設本体の下部（または下部及び壁面）に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面（または床面及び壁面）が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合            (2)施設本体が地下室に設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合         </td></tr> <tr> <td>口</td><td>           (1)施設本体の床面に接する面以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準            (2)施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる構造とすること。            (3)(2)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。         </td></tr> </table>	イ	(1)有害物質使用特定施設等に係わる施設本体が床面（または床面及び壁面）に接して設置され、施設本体の下部（または下部及び壁面）に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面（または床面及び壁面）が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合 (2)施設本体が地下室に設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合	口	(1)施設本体の床面に接する面以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準 (2)施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる構造とすること。 (3)(2)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	<p>②に係わる点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <p>*床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無 <b>1年に1回以上</b></p> <p>*施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 <b>1月に1回以上</b></p>
イ	(1)有害物質使用特定施設等に係わる施設本体が床面（または床面及び壁面）に接して設置され、施設本体の下部（または下部及び壁面）に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面（または床面及び壁面）が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合 (2)施設本体が地下室に設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合					
口	(1)施設本体の床面に接する面以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準 (2)施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる構造とすること。 (3)(2)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。					

	<p>③施設本体が、有害物質を含む水の漏えいが目視で確認できるよう床面から離して設置され、施設本体の下部の床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合には、施設本体の下部以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合すること。</p>	<p>③に係わる点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <p>*床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1年に1回以上</span></p> <p>*施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1月に1回以上</span></p>
C 基準	<p>施行の日(平成 24 年 6 月 1 日)から 3 年を経過する日(27 年 5 月 31 日)までの間は、A または B 基準に適合していない場合は、右に定める点検を行わなければならない。</p>	<p>床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1月に1回以上</span></p>

#### 補足説明 クロロカーボンを使用する施設の場合

- \* クロロカーボンを使用した施設の場合、基本的には床面はコンクリート（又はタイル張り）の上を樹脂被覆する（耐性、不浸透性のシートをコンクリートの間に挟み込むことも可。）ことが求められるが、同等以上の措置を講じることでも A 基準への対応は可能とされている。
- \* A 基準のただし書き①は、施設が 2 階にあり天井からの漏えいを下から確認できる場合等を想定している。
- \* B 基準②イは、土の上に施設が直接おかれるなど、クロロカーボン等が漏えいした場合の地下浸透防止が不十分な場合への基準である。この場合には、周囲の床をコンクリート+樹脂被覆等の措置を施すとともに、施設の下からの漏えいを検知できる設備を配置するか、それと同等以上の措置を講じなければならない。
- \* B 基準③は、施設本体が床面から離して設置され目視による点検が可能な場合に適用され、②のロ(2)(3)のような施設本体の下部の床面の対策は求められない。ただし、周囲の床をコンクリート+樹脂被覆等の措置は必要である。

以上、「床面とその周囲」についての、基準と点検方法、頻度の詳細を記載したが、この他にも配管等、排水溝等、地下貯蔵施設についても詳細な規定がある。

これらの構造等の基準と定期点検の方法は、それぞれ別個に規定されではおらず、組合せにより規定されている。例えば、必要な材質や構造を有していて漏えいの防止が確保されていれば、適切な頻度で目視による定期点検を行う。材質や構造が不十分な既設の施設は目視による点検の頻度を多くする。また目視による点検ができない既設の設備の場合には、漏えいを検知するシステムを導入して点検を行い、さらにシステムが導入できない場合には、その他の同等以上の措置を講じることにより、地下水汚染の未然防止を図る。このように、既設の施設に対しては事業者の選択を可能としている。また各箇所への対応で認められている同等以上の措置の内容は、事業者が定め、都道府県等が妥当性を確認することとなっている。

(法令の詳細内容、考え方、対応方法については、環境省の「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」等 (<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>) に詳細が示されているのでそちらを参照されたい。)

改正法の概略を解説したが、クロロカーボンを使用した施設の場合、当協会が「クロロカーボン適正使用ハンドブック」等で推奨してきた仕様で設置されたものであれば、今回の法改正の A 基準に十分対応可能である。

発行 2012年2月

#### クロロカーボン衛生協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル8階

電 話：(03) 3297-0321 FAX：(03) 3297-0316 URL：<http://www.jahcs.org/>